

(公印省略)
建企第174-27号
令和2年11月30日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年11月27日に開催しました、第28回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度3に引き上げるとともに、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（11月28日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(11月21日(土)以降)要請からの変更点

・警戒度2から3へ引き上げ

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（11月28日（土）以降）を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小 渕 技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426